一時保育のご案内

保護者の方が、出産、病気、子育てのリフレッシュをしたいときなど、市内の家庭福祉員(保育ママ)のお宅でお子さんをお預かりする、「一時保育事業」です。

お預かりできるお子さん

市内に住む生後57日から3歳未満の健康で集団保育が可能な児童

(1) 一時保育を利用できる要件

- ① 保護者の方が短時間で断続的な勤務、職業訓練、就学等により児童を保育することができないとき。
- ②保護者の方が傷病、出産等により入院するとき。
- ③ 保護者の方が親族(3親等以内)を看護又は介護するとき。
- ④ 保護者の方が死亡し、又は行方不明その他不在となったとき。
- ⑤災害又は事故により保護者の方がお子さんをみることができないとき。
- ⑥ 冠婚葬祭等社会生活上必要な理由で保護者の方がお子さんをみることができないとき。
- ⑦保護者の方が育児等に伴う心理的又は肉体的な負担の解消を図る必要があると認められるとき。
- 8 その他必要性があると認めたとき。

(2) 保育の期間等

- ① 保育日数……年間7日以内
- ② 保育実施日……日曜日・祝日・年末年始以外
- ③ 保育時間・・・・・・午前7時30分~午後6時の間で8時間
- ④ 定員……1日1人

(3) 実施施設

市内家庭福祉員宅

(4) 費用負担

1日児童1人につき1,500円

(以下の場合減免又は免除あり)

市民税非課税世帯 750円

生活保護受給世帯 免除

☆お願い☆

- 1. 通常保育のお子さんともリズムが整い、気持ちよく一緒に過ごせるよう、なるべく午前9時30分までにお預けください。
- 2. はじめのうちは、お子さんの様子を見ながら負担のない時間でのお預けをお願いします。

特に月齢の低いお子さんの保育時間はご相談ください。

※保育の必要性がある非課税世帯の方の無償化手続については、市にお問い合わせください。

(5) 申請窓口

狛江市子ども家庭支援センター(狛江市元和泉1-11-11)

Ta: 5438-6605 月~土 午前9時~午後6時

※ご利用をご希望の場合は、まずお電話ください。

(6) 問い合わせ先

上記申請窓口または市役所子ども発達支援課(5761-9012)

